

# 深川市議会基本条例

《逐条解説》(案)

令和8年 月

深 川 市 議 会

# 逐条解説 目次

前文	1
<b>第1章 総則</b>	
第1条 (目的)	2
第2条 (基本理念)	3
第3条 (議会の活動原則)	4
第4条 (議員の活動原則)	5
第5条 (会派)	6
<b>第2章 市民及び市長等と議会との関係</b>	
第6条 (市民参加及び市民との連携)	7
第7条 (情報公開)	8
第8条 (議会報告会)	9
第9条 (市長等との関係)	10
<b>第3章 自由討議の原則</b>	
第10条 (自由討議の原則)	11
<b>第4章 委員会の活動</b>	
第11条 (委員会の活動)	12
<b>第5章 議会及び議会事務局の体制整備</b>	
第12条 (議員研修等の充実強化)	13
第13条 (議会図書室の充実等)	13
第14条 (情報通信技術の活用)	14
第15条 (議会事務局の体制整備)	14
第16条 (予算の確保)	15
第17条 (議会広報の充実)	15
<b>第6章 災害時の対応</b>	
第18条 (災害時の対応)	16
<b>第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇</b>	
第19条 (議員の政治倫理)	17
第20条 (議員定数及び議員報酬)	18
第21条 (政務活動費)	19
<b>第8章 最高規範性</b>	
第22条 (最高規範性)	20
第23条 (改正の手続)	20

## 《前 文》

深川市議会は、住民主権者である深川市民に由来し、市民によって厳粛に負託された、市民を代表する唯一の議事機関である。

深川市議会は、市民に対してより開かれた運営を推進するとともに、監視機能を発揮し、市長と二元代表制の下で健全な緊張と協力関係を保持し、市民の福利のために活動するものである。

深川市議会及び深川市議会議員は、深川市民の福祉増進を図るため、市民の声を行政に生かし、広く市民に情報の公開と共有を図り、説明責任を果たさなければならない。

さらに、市民との活発な意見交換を通じて市民意見を尊重し、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市民の要望や市政の論点を明らかにし、政策形成及び提言を積極的に行う。

深川市議会及び深川市議会議員は、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指し、一層の議会改革に取り組むとともに、公正性、透明性及び独自性を確保し、その責務を自覚する。そして、市民が持続的で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与する議会を目指し、全力で取り組むことを決意し、ここに深川市議会基本条例を制定する。

### 【趣旨】

議会及び議員は、この条例を遵守し、市民とともに福祉の向上を実現するため、全力で取り組むことを宣言したものです。

### 【解説】

議会は、日本国憲法第 92 条に定める地方自治の本旨に基づき、地方自治法第 89 条の規定により設置される、深川市における唯一の議事機関です。

議会は、深川市民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市民の代表機関として、深川市民の多様な意思を市政に的確かつ公平に反映させる責務を負っています。

議会は、二元代表制の下において、市長その他の執行機関と対等の立場に立ち、相互に健全な緊張と協力関係を保ちながら、市政に関する重要な意思決定を行うとともに、執行機関の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監視し、評価する役割を担っています。

これらを踏まえ、議会は、市民に開かれた議会運営を基本とし、議論の過程及び結果を明らかにし、市民に対する説明責任を果たすとともに、政策形成及び提言を積極的に行っていきます。また、不断の改革により、議会機能の一層の向上と深川市民が安心して暮らせるまちをつくるべく、議員各々が全力で取り組むことを表明したものです。

## ～ 第1章 総則 ～

### 《第1条 目的》

第1条 この条例は、二元代表制における議会運営の適正な推進に関し、その基本理念を定め、深川市議会（以下「議会」という。）が担うべき責務を明らかにするとともに、議会及び深川市議会議員（以下「議員」という。）が活動を行うための基本方針を定めることにより、市民全体の福祉向上を実現し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【趣旨】

議会と議員の基本的な姿勢を述べたものです。

#### 【解説】

深川市議会基本条例は、地方自治制度における二元代表制の下で、議会が深川市長その他の執行機関と対等の立場に立ち、相互に抑制及び均衡を保ちながら、市政における意思決定及び監視の役割を適切に果たすために、議会運営の適正な推進を図ることを目的としています。

また、この条では、議会の基本理念を明らかにするとともに、議会が市民の代表機関として担うべき責務を明確化するものです。これにより、議会が市民の多様な意思を市政に的確に反映する役割を果たすことを意図しています。

さらに、議会及び議員が、その職責を自覚し、自律的かつ主体的に活動を行うための基本方針を定めることを目的としており、本条例に定める各規定は、この目的及び基本理念を踏まえて解釈・運用されるものです。

## 《第2条 基本理念》

第2条 議会は、市政における議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽し、地方自治の本旨の実現を目指す。

### 【趣旨】

議会在が果たすべき基本的な理念及び行動原則を明らかにする規定であり、本条例全体を貫く根本となる存在意義、目指すべき方向性をあらわした普遍的な考え方を示すものです。

### 【解説】

議会在を「市政における議事機関」と位置付けているのは、市議会在が単なる意見表明の場ではなく、深川市の意思決定を担う正式な機関として、条例の制定、予算の議決その他市政の基本的事項について最終的な判断を行う責任を有することを明確にしたものです。

また、議会在は、市民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される市民の代表機関であることから、「市民の意思を市政に反映させるため」に活動することをその本旨としています。このため、議会在における議論は、多様な市民の意見を踏まえたものでなければなりません。その手段として、「公平かつ公正な議論を尽す」ことを議会在の基本姿勢として掲げています。これは、十分な情報に基づき、少数意見にも配慮しながら、開かれた議論を行うことにより、議会在としての合意形成の質を高めることを求めるものです。

さらに、議会在活動の最終的な目的を「地方自治の本旨の実現」に置いています。これは、日本国憲法に定める住民自治及び団体自治の理念を踏まえ、市民自らの意思と責任に基づく自治を実現するため、議会在がその中核的役割を果たすことを明らかにしたものです。

## 《第3条 議会の活動原則》

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努め、市民に開かれた議会とすること。
- (2) 市民に対し説明責任を果たすため、議会の活動情報を積極的に公開するとともに、市民にとって、分かりやすい議会運営に努めること。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、市民参加の機会の拡充に努め、政策形成(★)及び政策提言を積極的に行うこと。
- (4) 市長から提出された議案の審査並びに市長等執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視を厳正かつ効率的に行うこと。
- (5) 前各号の原則を達成するため、議会改革を積極的に推進すること。

### 【趣旨】

公正、公平な議会運営の維持を基本とし、合議体である議会の活動を明確にしたものです。

### 【解説】

第1号 議会は、住民の信託を受けて、住民の意思を代表して地方公共団体の運営にあたる住民の代表機関であることから常に公正、透明性及び信頼性の確保に努め市民に開かれた議会運営を行います。

第2号 議会は市民の代表機関であることから、市民に議会の活動状況を公開するとともに説明責任を果たし、市民との情報共有に努めます。

第3号 議会は、議会報告会や、市民、団体との意見交換会などを実施し、市民の意見を聴くことを大切に政策形成及び提言を行います。

第4号 議会は、地方自治法第98条により監視権及び同法第100条により調査権が付与されており、市長から提出された議案の審議はもとより、執行機関の事務の執行の監視を行います

第5号 前記(1)～(4)の達成に向け、議会改革に努めます。

★政策形成とは、地域課題について「何が問題なのか」「どの方向で解決を目指すのか」を共有し、合意を形づくっていくプロセス全体を指します。

## 《第4条 議員の活動原則》

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに自由な討議を推進すること。
- (2) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望を的確に把握するとともに、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員自らの研修の充実強化に努め、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、自らの利益又は一部団体若しくは地域の利害にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

### 【趣旨】

議員が、市民の代表として、市民福祉の向上、市政振興のために活動することを述べたものです。

### 【解説】

第1号 議会はことばのやりとりで進行していく言論の府であり、議員に付与されている発言権に基づいて、提案に疑問点のある議員は質疑を行い、賛成又は反対する議員は、その主張を述べる、あるいは行政の動向、将来に対する所信について質問を行います。こうした発言をするために言論の自由は尊重されなければなりません。しかし、議員の発言は地方自治法、会議規則及び全議員で確認している申し合わせ事項により制約があります。こうした一定の制約のもとに発言しなければなりません。

議員の発言の積み重ねによって意思決定機関としての意思が形成されていくものであることから、議員が発言するには慎重でなければなりません。

第2号 近年、急激に変貌しつつある社会情勢の中であって、行政に対する市民ニーズも住民生活の質的向上を求めるように変化してきています。議員は、市民の代表として、市政全般に関して、市民の多様な意見等を的確に把握することに努め、研修や調査研究をするなど常に自己研鑽に励み、市政において的確な判断ができるよう活動します。

第3号 議員は、議会の構成員として、自らの利益又は一部の団体、地域の利害にとらわれず、すべての市民が安全で、健康で、安心して豊かに暮らせる状態を目指して社会のしくみやサービスを向上できるよう活動します。

## 《第5条 会派》

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する二人以上の議員で構成する。

3 会派は、市長に政策の立案及び政策の提言をすることができる。

4 会派は、議会運営、政策立案(★)等に関し、積極的に会派間で調整を行い、合意形成に努める。

5 前項の規定は会派に所属しない議員の活動を制限するものでなく、かつ議会は会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

### 【趣旨】

政策提案や政策提言等を決定していくうえで、有効な機能である会派の考え方を述べています。

### 【解説】

第1項 議員は、議会活動のため会派を結成することができることを定めています。

第2項 会派の要件は、政策を中心とした同一の理念を共有する二人以上の議員で構成することとしています。

第3項 会派として、必要に応じ市長に政策の提言をします。

第4項 合議体である議会で、自らの政策等を実現していくために、また議会運営の効率化を実現するために会派間での調整を行い、合意形成に努めます。

第5項 第4項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものではなく、会派に所属する議員、会派に所属しない議員との間に、議員に付与されている発言権、表決権等の権利はなんら変わらないものであり、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映させるよう配慮しなければなりません。

★政策立案とは、政策形成で明確になった方向性をもとに、実行可能な具体策として制度や事業を設計する段階を指します。

## ～ 第2章 市民及び市長等と議会との関係 ～

### 《第6条 市民参加及び市民との連携》

第6条 議会は、市民に対し情報を積極的に発信し、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、市民の意見を審査等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度（以下「公聴会制度等」という。）を活用する。

3 議会は、請願及び陳情の審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

#### 【趣旨】

議会が市民に開かれた存在として、情報公開と説明責任を徹底し、市民の意見を議会活動に反映させる仕組みを制度的に保障することを目的としています。

この条は、議会を「市民の代表機関」として実質的に機能させるための基本となる規定です。議会は、単に議決を行う場ではなく、市民と情報を共有し、市民の声を受け止め、それを政策判断に生かす責任を負っています。

#### 【解説】

第1項 議会が自らの判断や活動について、市民に対して積極的に情報発信し、説明責任を果たすことを明確にしています。これは「聞かれたら説明する」のではなく、「自ら進んで伝える」姿勢を求めるものです。

第2項 公聴会制度や参考人制度を活用し、市民や専門家の意見を審査や議論に反映させることを定めています。これにより、議会内だけで完結しない、開かれた政策形成が可能となります。

第3項 請願・陳情を提出した市民が、必要に応じて自らの意見を直接述べる機会を設けることができるとし、市民の思いを形式的に扱わない姿勢を示しています。

## 《第7条 情報公開》

第7条 議会は、本会議及び委員会を原則公開とする。

2 議会は、本会議、委員会等については、議事録を作成し、公開する。

3 議会は、議会における各議員の表決の結果を公開する。

4 議会は、市民が広く市政や議会に関心を持って理解を深めることができるよう、多様な手段を活用した積極的な広報活動の充実を図る

### 【趣旨】

議会活動の透明性を高め、市民が議会の判断過程や結果を確認できるようにすることを目的としています。

この条では、「見える議会」を実現するための具体的なルールを定めています。

### 【解説】

第1項 本会議及び委員会を原則公開とし、市民が傍聴できることを基本としています。

これにより、議論の過程を市民自身が確認できるようになります。

第2項 議事録を作成し公開することを義務付けています。議事録は、議会で何が議論され、どのような考えが示されたのかを後から確認できる重要な資料です。

第3項 各議員の表決結果を公開すると定めています。これは、議員一人一人がどのような判断をしたのかを市民が確認できるようにし、議員の説明責任を明確にするものです。

第4項 広報紙やインターネット、映像配信など多様な手段を活用し、市民の理解と関心を高める広報活動の充実を求めています。

## 《第8条 議会報告会》

第8条 議会は、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握する。

2 議会報告会開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 【趣旨】

議会が市民に直接説明を行い、同時に市民の意見を聴取する双方向の場を制度として確保することを目的としています。

### 【解説】

第1項 議会報告会は、議会が「決定内容を報告する場」であると同時に、「市民の声を受け止める場」です。全議員が出席することで、議会全体としての説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を幅広く把握することができます。

第2項 開催方法や運営に関する具体的事項を議長が定めるとし、状況に応じた柔軟な開催を可能としています。

## 《第9条 市長等との関係》

第9条 議会は、市長等との立場の違いを踏まえ、市長等と常に緊張感のある関係の保持に努めなければならない。

2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し、その論点を整理し、又は質疑若しくは質問の趣旨を確認することができる。

3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から提出された議案に関し、当該提出議員に対し、議案の趣旨を確認することができる。

### 【趣旨】

議会と市長等がそれぞれの役割を尊重しつつ、健全な緊張関係を保ちながら議論を行うことを目的としています。

### 【解説】

第1項 議会は、市長等が提案する政策や事業をチェックし、必要に応じて修正や改善を求める役割を担っています。そのため、緊張感のある関係を維持することが不可欠です。

第2・3項 市長等が議員の質問や議案について趣旨を確認できることを定めています。これは対立を目的とするものではなく、論点を整理し、より建設的で分かりやすい議論を行うための規定です。

## ～ 第3章 自由討議の原則 ～

### 《第10条 自由討議の原則》

第10条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で責任ある議論を尽くすものとする。

2 議会は、委員会において議員間討議を行うことができる。

#### 【趣旨】

議会の意思決定が、議員間の十分な議論を経て行われることを保障するための原則を示しています。

#### 【解説】

第1項 議会は、多様な意見を持つ議員が集まる合議制機関です。議員同士が立場の違いを尊重しながら、公平かつ責任ある議論を尽くすことの重要性を明確にしています。

第2項 委員会において議員間討議を行うことができるとし、政策の中身を深める場として委員会の役割を重視しています。

## ～ 第4章 委員会の活動 ～

### 《第11条 委員会の活動》

第11条 委員会は、社会情勢又は経済情勢の変化に応じ、行政課題等に対し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 委員会は、各専門性及び特性に従い、調査を尽くして審査を充実するとともに、政策提案を積極的に行う。

3 委員会は、市民の参加を推進し、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会を開催し、市民の多様な意見を把握する。

4 委員会は、議会の閉会中においても、当該委員会の所管する事項の調査研究活動を積極的に行う。

#### 【趣旨】

委員会が専門性を発揮し、変化する社会情勢に対応した政策審査と提案を行うことを目的としています。

#### 【解説】

第1項 委員会は、議会の中でも専門的・実務的な検討を行う重要な場です。社会や経済の変化を踏まえ、迅速かつ適切に行政課題へ対応する責務を定めています。

第2項 十分な調査を行った上で審査を充実させ、政策提案を積極的に行うことを求めています。

第3項 市民参加を進めるため、意見交換会の開催を明記しています。市民との対話を通じて、現場の声を直接把握することが期待されています。

第4項 閉会中であっても継続的な調査研究を行うことを定め、議会活動が通年で行われることを明確にしています。

## ～ 第5章 議会及び議会事務局の体制整備 ～

### 《第12条 議員研修等の充実強化》

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を積極的に開催し、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究する。

#### 【趣旨】

議員が市の課題を的確に把握し、より良い政策形成や政策立案ができるよう、議会の体制を整えることを目的としています。

#### 【解説】

第1項 議会は、学識経験者などの専門家や、さまざまな立場の市民と意見交換を行う議員研修を積極的に開催し、議員の知識や判断力の向上を図ります。

第2項 議会は、他の自治体における先進事例や取組状況を調査研究し、市政運営に反映させていきます。

### 《第13条 議会図書室の充実等》

第13条 議会は、議員の調査及び研究に資するため、議会図書館室を適正に運営し、その図書及び資料等の充実を図る。

2 議会は、図書室における図書等を市民及び市長等の利用に供するものとする。

#### 【趣旨】

議員が市政について十分な調査や研究を行えるよう、議会図書室の役割を明確にするものです。

#### 【解説】

第1項 議会は、議員の政策立案や課題分析に役立つよう、議会図書室を適切に運営し、必要な図書や行政資料などの収集・充実を図ります。

第2項 議会は、議会図書室の図書や資料は、議員だけでなく、市民や市長などの執行機関も利用できるものとし、情報の共有と開かれた議会の実現につなげます。

## 《第14条 情報通信技術の活用》

第14条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術を積極的に活用する。

### 【趣旨】

議会活動をより円滑で効率的に進めるため、情報通信技術（ICT）を活用することを定めたものです。

### 【解説】

議会は、議会運営・委員会運営や資料共有、情報発信などにおいて ICT を積極的に取り入れ、議論の充実や迅速な意思決定につなげるとともに、市民に開かれた議会の実現を目指します。

## 《第15条 議会事務局の体制整備》

第15条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努める。

2 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務能力を積極的に強化する。

### 【趣旨】

議会事務局の役割を明確にし、議会全体の政策形成・政策立案機能を高めることを目的としています。

### 【解説】

第1項 議会事務局は、議員が円滑に議会活動を行えるよう、必要な行政情報を適切に収集し、提供するよう努めます。

第2項 議会は、議会事務局の調査能力や法務能力を強化することで、議員による政策の検討や条例提案などをより専門的かつ的確に支援できる体制を整えます

## 《第16条 予算の確保》

第16条 議会は、議事機関として、より円滑かつ効率的な議会運営を実現するために必要な予算について、市長等と協議する。

### 【趣旨】

議会がその役割を十分に果たすために必要な予算の確保について定めたものです。

### 【解説】

議会は、市の意思決定を担う議事機関として、円滑で効率的な議会運営を行うために必要な経費について、市長などの執行機関と協議し、適切な予算措置が講じられるよう努めます。

## 《第17条 議会広報の充実》

第17条 議会は、議会に係る重要な情報を、常に市民に対して周知する。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動を行う。
- 3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見及び要望を反映するよう努める。

### 【趣旨】

議会の活動や決定内容を市民に分かりやすく伝え、議会への理解と関心を高めるためのものです。

### 【解説】

第1項 議会は、議会での審議内容や重要な決定事項などについて、常に市民へ適切に情報提供を行います。

第2項 議会は、インターネットやSNSなど、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、市民が議会や市政に関心を持てるよう、効果的な議会広報に取り組みます。

第3項 議会は、広報紙などの内容について、市民から寄せられる意見や要望を反映させ、より親しみやすい広報の充実を図ります。

## ～ 第6章 災害時の対応 ～

### 《第18条 災害時の対応》

第18条 議員は、災害が発生することが予想されるときは、別に定める深川市議会災害対策要綱及び災害時行動マニュアルにより対応する。

2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により会議室に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を行う。

#### 【趣旨】

災害時や非常時においても、議会が適切に対応し、その機能を継続するための方法を定めています。

#### 【解説】

第1項 議員は、災害の発生が予想される場合には、あらかじめ定められた「深川市議会災害対策要綱」や「災害時行動マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に行動します。

第2項 災害の発生や感染症のまん延などにより、議員が会議室に集まることが困難な場合には、状況に応じて情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、議会活動を継続できる体制を確保します。

## ～ 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇 ～

### 《第19条 議員の政治倫理》

第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた民主的な市民の代表として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員は、市民の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し、自己の地位に基づき影響力を不正に行使して、特定の事業者等への便宜供与、職員への圧力、口利きなど、市民に疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

#### 【趣旨】

議員が市民の代表として守るべき政治倫理の基本を定めています。

#### 【解説】

第1項 議員は、市民から厳粛な信託を受けた民主的な代表者として、高い倫理観と人格を持ち、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行う責任があります。

第2項 議員は、自らの地位や影響力を不正に用い、特定の事業者への便宜供与や、職員への圧力、いわゆる口利きなど、市民に疑念を持たれるおそれのある行為を行ってはならず、議員としての品位と名誉を守らなければなりません。

## 《第20条 議員定数及び議員報酬》

第20条 議員定数及び議員報酬については、別に条例で定める。

- 2 前項の条例の改正案は、市民からの直接請求による場合を除き市政に関する現状の課題及び将来の予測と展望を十分に考慮する等、明確な改正理由を付して、提案されなければならない。
- 3 第1項の条例の改正にあたっては、議員活動の評価等に関する市民の意見を聴取するため、公聴会制度等を十分に活用する。

### 【趣旨】

議員の人数や報酬の決め方について、透明性と市民参加を確保することを目的としています。

### 【解説】

第1項 議員定数や議員報酬は、この条例とは別に定める条例によって決定されます。

第2項 第1項の条例を改正する場合には、市の現状の課題や将来の見通しを十分に考慮し、改正が必要な理由を明確にしたうえで提案されなければなりません。

第3項 第1項の条例の改正にあたっては、公聴会制度などを活用し、議員活動の評価を含めた市民の意見を幅広く聴くことで、納得性の高い制度づくりを行います。

## 《第21条 政務活動費》

第21条 会派及び会派に属さない議員は、政策立案及び政策提言能力の向上等を図るため、深川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成29年条例第7号）に基づく政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 会派及び会派に属さない議員は、政務活動費の適正な執行及び透明性の確保に努め、その用途について、市民に対して説明責任を負うものとする。

### 【趣旨】

政務活動費を活用して議員の政策立案や政策提言の力を高めるとともに、その使い方の透明性を確保することを定めたものです。

### 【解説】

第1項 会派に所属する議員や、会派に属さない議員は、条例に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、市政課題に関する調査研究や研修などに積極的に取り組みます。

第2項 会派に所属する議員や、会派に属さない議員は、政務活動費の支出にあたっては、適正な執行を徹底し、その用途について市民に分かりやすく説明する責任を負うことで、市民の信頼に応える議会運営を行います。

★政務活動費は、ルールに基づいて正しく使い、その内容を市民に分かりやすく説明することで、市民から信頼される議会運営につなげます。

## ～ 第8章 最高規範性 ～

### 《第22条 最高規範性》

第22条 議会及び議員は、議会に関する最高規範であるこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

#### 【趣旨】

この条例が議会に関する最も重要なルールであることを明確にするとともに、その実効性を確保するための仕組みを定めたものです。

#### 【解説】

第1項 議会及び議員は、議会運営や議員活動にあたって、この条例を最高規範として位置付け、その規定を必ず守らなければなりません。

第2項 議会は、この条例の目的が実際に達成されているかどうかについて、議会運営委員会において定期的に検証し、必要に応じて改善につなげていきます。

### 《第23条 改正の手続》

第23条 議会は、この条例の見直しが必要と認められる場合は、速やかにこの条例を改正しなければならない。

#### 【趣旨】

社会状況の変化や市民ニーズに応じて、条例を適切に見直していくことを定めたものです。

#### 【解説】

議会は、この条例が時代に合わなくなった場合や、運用上の課題が生じたと認められるときには、放置することなく、速やかに条例の改正を行い、より良い議会運営につなげていきます。